**令和6年度及び７年度　大阪代表商品販促業務　企画提案公募　仕様書**

1. **委託業務名称**

令和６年度及び令和7年度　大阪代表商品販促業務

1. **委託期間**

契約締結日から令和7年12月26日まで

1. **本業務の趣旨・概要**

本業務では、大阪府内の中小企業・小規模事業者（以下「事業者」という。）を対象に、大阪を訪れる国内外の訪問者へ訴求できる商品の磨き上げ支援と、出品の場づくりを行う。

本業務を通じて、事業者が大阪訪問者に対し、その商品のみならず、地域の魅力も併せて発信をすることで、事業者主体での万博の機運醸成と、地域の消費獲得につなげていく。

1. **履行場所**

大阪府が指定する場所

1. **委託金額の上限額**

６４，４３２，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

【内訳】　令和６年度：１４，０２３，０００円

令和７年度：５０，４０９，０００円

1. **委託業務の概要**

◆本業務の概要と想定スケジュールは下図の通りである。



◆本業務における「地域代表商品候補」、「地域代表商品」及び「大阪代表商品」の定義、選定等の数及び選定等の条件は下表の通りとする。各業務については、この定義、選定等の数及び選定等の条件に基づいて提案を行うこと。なお、実際の業務実施にあたっては、異なる名称を用いる場合があるが、名称については提案事項及び評価項目としない。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 名称の定義 | 選定等の条件 | 選定等の数 |
| 地域代表商品候補 | 府内各ブロック（※１）において、その地域ならではの特色や魅力を持つなど、その地域で愛される要素を持つ商品 | （１）で実施する地域予選会で審査通過 | 500品程度 |
| 地域代表商品 | 地域代表商品候補又はブランド認定商品(※２)であって、国内外での販路開拓へ意欲があるもの | （２）で実施する講習会及びワークショップを修了(※３) | 500品程度 |
| 大阪代表商品 | 大阪を代表する商品として、国内外で広く販売を期待できる商品 | （３）で実施する選考会で審査通過 | 下限50品 |

（※１）ブロック・・・「（１）地域予選会の実施」の項目で説明する。

（※２）ブランド認定商品・・・国、大阪府、府内市町村、公共的団体が本業務とは別に既にブランド認定している商品を言う。

（※３）ブランド認定商品については、表に示した選定等の条件によらず地域代表商品として選定することを想定している。対象とするブランド認定の種類や、この場合の選定等の条件については、別途大阪府と協議して決定する。

◆以下、本仕様書において、商品が地域代表商品候補として審査通過した事業者を地域代表商品候補事業者、商品が地域代表商品として選定された事業者を地域代表商品事業者、商品が大阪代表商品として選定された事業者を大阪代表商品事業者、商品がブランド認定を受けている事業者をブランド認定事業者と言う。

1. **委託業務の内容、仕様、提案を求める事項**

◆本業務の内容、仕様、提案を求める事項は下記（１）から（５）の通りである。うち、令和６年度と令和７年度に委託する業務は下表の通りとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 令和６年度に委託する業務 | (1)、(2)、(3)、(4)のうち事前準備に係る業務、(5) |
| 令和７年度に委託する業務 | (4)、(5) |

1. **地域予選会の実施**

【業務概要】

府内各ブロックに地域予選会事務局を設置し、地域代表商品候補を審査する地域予選会を実施する。

【業務の内容】

地域予選会事務局では地域代表商品候補を募集するため、主に広報、応募書類の受付、予備審査、地域予選会の運営、結果通知を実施する。受託者は、各地域予選会事務局から各地域予選会の結果（審査点数順リスト）を取りまとめ、原則点数基準で、５００品程度（雑貨・工芸品等は１割程度と想定）の地域代表商品候補を選定する。

|  |  |
| --- | --- |
| 受託者の業務 | 地域予選会事務局との調整等に関する業務1. 地域予選会事務局の選定・契約・支払
2. 地域予選会事務局への事業説明
3. 地域予選会事務局の運営に関するサポート

（全地域予選会への出席を含む）1. 地域予選会事務局が選定した審査委員の承諾
2. 各地域予選会事務局から提出された地域代表商品候補のとりまとめ及び選定
3. その他地域予選会の設置・実施に係るサポート業務
 |
| 地域予選会事務局の業務※地域予選会事務局は、地域に愛されている商品を発掘するため、各ブロックに所在する商工会・商工会議所内に地域予選会事務局を設置すること。 | 地域予選会の実施等に関する業務1. 地域予選会の会場の決定・契約・支払
2. 地域代表商品候補の募集・受付・広報
3. 事業者からの問い合わせ対応窓口の設置・運営
4. 地域代表商品候補の予備審査（予選会前の形式等審査）
5. 地域代表商品候補リスト一覧作成（形式等審査結果一覧）

※地域予選会における審査委員用資料1. 審査委員の選定・契約・支払
2. 地域予選会の準備及び当日の運営に関する業務
3. 地域予選会結果リスト一覧作成

（得点順とし、写真、商品規格の内容を含む一覧表）1. 応募事業者への結果通知
 |

【地域予選会事務局の仕様】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 職種等 | 求める経験、スキル |
| A | リーダー | 各ブロックの商工業に精通すると共に、各ブロックの市町村、公共交通機関、金融機関などとスムーズに連携できる者であって、管理者としての実務経験を有する者 |
| B | スタッフ | 各ブロックの商工業に精通すると共に、各ブロックの市町村、公共交通機関、金融機関などとスムーズに連携できる者であって、事務作業を円滑に遂行できる者 |

【地域予選会の仕様】

|  |  |
| --- | --- |
| 業務目標 | ５００品以上の応募（１事業者１品までとする）※全市町村所在の事業者からの応募の確保に努めること |
| 対象事業者 | 大阪府内に本店、支店、営業所、生産・製造場所を有する１万５千者の中小・小規模事業者 |
| 募集対象商品 | お土産として適する商品（食品、雑貨、工芸品等）※既に販売中の商品であって、令和７年４月までに改良したものを販売する予定である場合は、改良後の商品規格予定及びパッケージイメージで応募して差し支えない。 |
| 実施回数 | ◆大阪府内を８つのブロックに分け、ブロック毎に各１回以上※ブロックは、下表の通りとする。

|  |  |
| --- | --- |
| ブロック | ブロックに含まれる地域 |
| 大阪市ブロック | 大阪市 |
| 豊能ブロック | 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町、 |
| 三島ブロック | 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町、 |
| 北河内ブロック | 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市 |
| 中河内ブロック | 八尾市、柏原市、東大阪市 |
| 南河内ブロック | 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 |
| 泉北ブロック | 堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町 |
| 泉南ブロック | 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町 |

 |
| 実施場所 | 原則各ブロック内 |
| 実施時期 | 令和6年９月までに完了 |
| 審査委員 | ◆各ブロックに３人以上とすること。◆審査委員には、商品の地域性（地域らしさ、地域に根付くストーリー）、市場性（市場への訴求力）、独自性（アイデア、形、パッケージの斬新さ）の観点を審査いただく想定。◆審査委員の選定にあたっては、公平性に配慮し、別途大阪府と協議のうえ了解を得ること。 |
| 審査方法及び審査基準 | ◆審査方法は、原則書類審査とする。◆審査基準は、別途府と協議して決定する。◆審査にあたっては、事業者の営業秘密に十分配慮すること。◆審査基準は府内同一基準とする。 |

【留意点】

・地域予選会の実施にあたっては、各ブロックの地域予選会事務局、市町村、商工会、商工会議所、公共交通機関、金融機関などと連携し、事業者に広く参加を募ること。

・地域予選会の結果通知は、地域予選会完了後速やかに実施すること。また、希望する事業者には、審査結果の理由等をフィードバックすること。

【委託費に関しての留意点】

|  |  |
| --- | --- |
| 委託費に含む費用 | 地域予選会事務局に支払う費用（会場代、広報費、事務局の人件費）、審査委員の招聘費用 |
| 委託費に含まない費用 | 事業者が地域予選会に応募するための一切の費用（書類郵送費、商品サンプル代、商品サンプル発送費、担当者の旅費等） |

【提案を求める事項】

|  |  |
| --- | --- |
| 提案を求める事項 | 提案の際の留意点 |
| 事業者の効果的な募集方法 | ◆各ブロックの地域予選会事務局において、市町村、公共交通機関、金融機関等と連携した参加事業者の募集が可能な方法を示すこと。（提案例）各地域予選会事務局のネットワークを活かし、各ブロック内のすべての市町村及び商工会・商工会議所において広報や会報誌において募集を実施する。また、自社のネットワークを活かして、日ごろから連携している各ブロックの鉄道会社の駅などで募集ポスターの掲示などを行う。 |

1. **講習会及びワークショップの実施**

【業務概要】

地域代表商品候補を、国内外で広く販売できる商品へブラッシュアップするための講習会及びワークショップを実施する。

【業務の内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 受託者の業務 | (1)講師の選定・契約・支払(2)参加事業者の募集・受付(3)講習会及びワークショップのメニュー企画(4)講習会及びワークショップの会場の決定・契約・支払(5)講習会のアーカイブ配信(6)講習会及びワークショップの受講確認(7)講習会及びワークショップを修了した事業者の商品（地域代表商品）のリスト一覧作成(8)その他講習会及びワークショップの実施に係る業務 |

【講習会及びワークショップの仕様】

|  |  |
| --- | --- |
| 参加対象事業者 | 地域代表商品候補事業者又はブランド認定事業者（計５００者程度） |
| 実施回数 | 講習会：参加１事業者あたり５種類以上ワークショップ：参加１事業者あたり２種類以上※いずれも、参加事業者を適切な方法（同業種、同分類（和菓子、洋菓子、あるいはクッキーや饅頭などの細かい分類など）、同目的（駅あるいは空港への販路開拓を希望など））で分けることを想定 |
| 実施場所及び実施形式 | 講習会：大阪府内の会場における参加形式とオンライン参加形式の併用（アーカイブ配信も実施）ワークショップ：原則、大阪府内の会場参加形式（感染症拡大などやむを得ない事情がある場合は、会場参加形式と同等の効果が得られる手法について大阪府に事前に了解を得たうえで、オンライン参加形式とすることができる。） |
| 実施時期 | （１）の地域予選会完了後速やかに実施し、令和６年１２月までに完了 |
| 講師 | 各回につき１人以上※消費者のニーズや商品の販売実務に精通する者（小売店バイヤー、商品デザイナー等を想定） |
| 内容 | ◆事業者の販路拡大に有効なものとすること◆参考として、大阪府が想定する内容を下表に示す。

|  |  |
| --- | --- |
| メニュー  | 内容 |
| 1回目.バイヤーが欲しい大阪みやげ | バイヤーが求める商品の規格、取引等の条件 |
| 2回目.現状理解ワークショップ | 参加者の自社商品について、講師や他の参加者のレビューを実施➡改善点を「見える化」 |
| 3回目.マーケティング・値付け | ターゲットとする客層の設定、値付け方法 |
| 4回目.パッケージ・デザイン | ターゲットとする客層に訴求できるパッケージやデザイン |
| 5回目.ECサイト対策 | ECサイトでの販売方法 |
| 6回目.バイヤーセレクト会【ワークショップ】 | これまでの講習会等を受けてブラッシュアップした商品を、サンプル品又は規格書ベースでバイヤーにプレゼンし、レビューを受ける。 |
| 7回目.総仕上げ【ワークショップ】 | 開発状況等を参加者同士で発表・確認 |

 |

【留意点】

・実施場所は、多くの事業者が参加しやすい場所とし、事前に大阪府の了承を得ること。

・講習会については、原則アーカイブ配信を実施すること。

・講習会の内容は、複数回実施する場合は同一内容とすること。

・講習会及びワークショップは、全回への参加をもって修了とする。なお、講習会については、アーカイブ配信の視聴をもって修了として差し支えない。

・地域代表商品のリストについては、講習会及びワークショップ完了後速やかに大阪府に納品すること。

※地域代表商品のリスト作成にあたっては、地域代表商品候補の本審査結果リスト一覧を活用すること。

【委託費に関しての留意点】

|  |  |
| --- | --- |
| 委託費に含む費用 | 会場代、教材費、講師の招聘費用 |
| 委託費に含まない費用 | 講習会・ワークショップ参加事業者の負担とする費用（事業者が講習会又はワークショップに参加するためにかかる一切の費用（担当者の旅費、講習会又はワークショップの中で制作を求められた商品規格書や商品サンプルの製作費、講習会又はワークショップで学んだ内容を基に商品をブラッシュアップするためにかかる費用）） |

【提案を求める事項】

|  |  |
| --- | --- |
| 提案を求める事項 | 提案の際の留意点 |
| 大阪を訪れる国内外の訪問者へ訴求できる商品の開発・販売に有効な講習会及びワークショップの実施運営方法 | ◆実施場所、実施時期、実施回数、想定する講師、内容について理由とともに示すこと。◆想定講師及び内容については、各講習会又はワークショップごとに示し、実施順序も示すこと。◆講習会について、アーカイブ配信の方法と受講の確認方法について示すこと。（提案例：講習会について）メニュー：○○について内容：○○、想定講師：百貨店バイヤー会場：○○及び自社ウェブサイト（○○）理由：初回にあたって○○について百貨店バイヤーから学び事業者の本事業への参加意欲を育成する。場所は収容人数と交通の面から○○とし、オンライン及びアーカイブは自社ウェブサイト上に特設サイトを設けて対応する。（提案例：ワークショップについて）事業者を食品３カテゴリ（和菓子、洋菓子、生鮮）と雑貨２カテゴリ（生活雑貨、インテリア雑貨）の５カテゴリに分け、１カテゴリあたり２講座実施する。１回目メニュー：○○内容：○○想定講師：百貨店バイヤー会場：○○理由：○○について商品を持ち寄り事業者ごとに討議することで改善点を見つけあうことが出来る。実施順序は、講習会5回➡ワークショップ２回とし、講習会で学んだ内容をワークショップで活かし、さらにその反省に基づき講習会で新たな視点を効果的に学べるという効果が期待できる。オンライン及びアーカイブ配信は自社ウェブサイトで実施。視聴後に確認テストを実施して受講確認とする。 |

1. **選考会の実施**

【業務概要】

大阪代表商品を選定するための選考会を実施する。

【業務の内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 受託者の業務 | (1)選考会場の決定・契約・支払(2)選考委員の選定・契約・支払(3)選考審査基準の作成 (4)選考会資料の作成（地域代表商品のリスト、応募書類の整理、審査基準表の作成等）(5)選考会の準備及び当日の運営(6)選考会に関する事業者からの問い合わせ対応(7)選考結果の通知(8)その他選考会の実施に係る一切の業務 |

【選考会の仕様】

|  |  |
| --- | --- |
| 業務目標 | ５００品以上の応募（１事業者１品） |
| 対象事業者 | 地域代表商品事業者 |
| 募集対象商品 | お土産として適する商品（食品、雑貨、工芸品等） |
| 実施回数 | １回以上 |
| 実施場所 | 大阪市内の会場における参加形式 |
| 実施時期 | （２）の講習会及びワークショップ完了後速やかに実施し、令和７年１月までに完了 |
| 選考委員 | ３人以上※うち１人以上は消費者ニーズに精通する者とすること（小売店バイヤーを想定）※選考会の選考委員に（１）で実施する地域予選会の選考委員を充ててはならない。ただし、（２）で実施する講習会及びワークショップに講師として招聘する者を充てることに差支えはない。※選考会に、選考委員以外の者（一般の府民や旅行者等。以下「一般選考員」と言う。）を参加させ、意見や評価を選考に反映することに差し支えないが、一般選考員の参加にかかる費用は委託費に含まれない。 |
| 選考方法及び選考基準 | ◆選考方法は、書類選考を原則とするが、これら以外の方法（商品実物選考、プレゼン選考等）でも差支えない。また、複数の方法を組み合わせても差し支えない。◆選考にあたっては、事業者の営業秘密に十分配慮すること。◆選考基準には、大阪府が求める基準（暴力団排除に係る項目等）を加える場合がある。 |

【留意点】

・選考会の参加にあたっては、地域予選会事務局を通じて地域代表商品事業者へ積極的に働きかけるなどの方法により、参加者を募ること。

・選考会の結果は選考会完了後速やかに事業者へ通知すること。また、希望する事業者には、選考結果理由について、選考委員の意見等と共にフィードバックすること。

【委託費に関しての留意点】

|  |  |
| --- | --- |
| 委託費に含む費用 | 募集広報費、会場代、選考委員の招聘費用 |
| 委託費に含まない費用 | ◆一般選考員の参加にかかる費用（謝礼や旅費等）◆事業者が選考会に応募するための一切の費用（書類郵送費、商品サンプル代、商品サンプル発送費、担当者の旅費等） |

【提案を求める事項】

|  |  |
| --- | --- |
| 提案を求める事項 | 提案の際の留意点 |
| 大阪代表商品を選定するための、具体的な選考会の実施運営方法 | ◆実施回数、実施場所、実施形式、実施時期、選考方法、選考基準、想定する選考委員とその選任方法について理由とともに示すこと。（提案例）実施回数：１回実施場所：大阪市内の○○ホール（収容人数○○人）を予定選考方法：書類選考とプレゼンテーション選考基準：別表に示す（大阪らしさ、商品が持つストーリー、デザイン、食味、新規性、消費者ニーズの把握度合、売上期待）想定選考委員：府内大手小売店から、地域ブランド商品等の販売経験を持つバイヤーを計3人招聘。販売のプロの目線で選考いただく。その他：会場には一般の消費者にも観覧いただき、試食イベントを実施、その評価を選考に取り入れる。以上の方法で、プロと消費者両方の目線で大阪を代表する商品を選定することができる。また、参加事業者はその場で消費者の意見を得ることができ、商品開発に生かすことができる。また、商品が多くの人の目に触れることで、売上向上が期待できる。 |

1. **出品のための場づくり**

【業務概要】

（３）において選定された大阪代表商品を出品するための場所（以下、「出品場所」と言う）の企画、調整及び設置した出品場所での大阪代表商品の販売運営。

【業務の内容】

・出品場所の企画、調整及び販売運営に必要な一切の事項（出品場所の選定、施設管理者との施設使用契約その他調整、各種デザインの制作、什器・備品の購入・リース・搬入出・撤去、店舗の装飾・設営・撤去、施設の原状回復、賠償責任保険への加入、営業許可の取得、販促活動、出品商品の選定、出品事業者との契約その他調整、商品の仕入・検品・返品・処分、在庫の管理、商品の陳列、接客、売上金の管理・精算、その他店舗管理・運営等）について責任をもって行うこと。

【出品場所の仕様】

|  |  |
| --- | --- |
| 設置回数 | ７回以上 |
| 設置場所(※1) | 原則提案事項とする。 |
| 設置時期(※2) | 令和７年４月1日から令和７年１０月１３日まで、毎月１回以上 |
| 設置期間(※3) | １回あたり原則１４日以上 |
| 設置形式(※4) | 原則提案事項とする。 |
| 品目数(※5) | 原則提案事項とする。 |
| 販売運営体制 | ◆設置期間中、販売運営にかかる一切を行う者を各出品場所に2人以上配置し、常に１人以上は出品場所に常駐させること。ただし、出品場所の規模又は設置形式により2人未満の人員配置で足りる場合はこの限りではない。また、人員の常駐が必要でない場合は、設置期間中１日１回は当該出品場所を訪問し販売運営状況を監督すること。◆設置期間中、出品場所でトラブルが発生した場合は、大阪府及び施設管理者、出品事業者等、関係各所に速やかに報告し、その指示に従い対応すること。このため、各出品場所においてトラブル時の連絡体制及び対応体制を整備すること。◆販売運営にあたっては、丁寧な接客応対を行い、来場者に求められた場合には商品の説明を行うこと。◆販売運営にあたっては、各種法令や施設管理者の定めた規則を遵守すること。また、必要な許可申請を行い、出品場所において資格を有する人員の配置が必要な場合は、配置すること。 |
| 販促活動 | 施設管理者等との調整のうえで、当該施設内外においてポスター掲示やサイネージ広告など広報活動を行うこと。 |
| 内装・外装 | 施設管理者等と調整のうえで、人目を惹く内外装とすること。 |
| 商品陳列 | 消費者の目線に立った丁寧な接客を行うと共に、ポップやポスターなどを使用し、商品の魅力が伝わり、思わず手に取りたくなる陳列方法とすること。 |
| (※1) | ◆設置場所は、府内主要駅又は空港の施設内とすること。ただし、施設内に適した場所がない場合は、隣接施設内としても差し支えない。◆府内主要駅は、大阪駅（梅田駅）、新大阪駅、天王寺駅、なんば駅等、多くの乗降利用かつ観光利用が見込まれる駅を言う。このほかに同等の利用が見込まれる駅があれば提案事項とする。◆空港は、大阪国際空港、関西国際空港を言う。 |
| (※2) | 設置時期は、出来るだけゴールデンウィークやお盆休み、連休、海外の祝日（国慶節等）など、駅や空港で多くの利用が見込まれる時期を設定すること。 |
| (※3) | 原則連続する１４日とするが、設置場所の条件等により、７日×２クールや、２日（土曜,日曜）×７クールといった形となっても差し支えない。 |
| (※4) | ポップアップショップ形式（駅や空港施設内に存在する空き店舗（販売用店舗）を借り、期間限定店舗を設置する形式）や、催事出店形式（駅や空港施設内に存在する広場を借り、販売ワゴン等を並べて販売する形式）を想定しているが、来客や売上がより見込まれる方法があれば提案事項とする。 |
| (※5) | ◆大阪代表商品の出品品目数であって、各出品場所において常時陳列、販売される数を言う。売り切れや出品事業者都合での出品取りやめ等やむを得ない事由で下回ることは差し支えない。ただし、この場合も、速やかに欠品補充や代替商品（他の大阪代表商品等）への切り替えを行うなど、求める出品品目数を回復できるよう努めること。◆日や時間帯によって販売する品目の入れ替えを行うことは差し支えない。◆各出品場所で想定される購買ニーズに合わせて決定すること。この結果、品目が他の出品場所と重複しても差支えはない。◆すべての大阪代表商品を、最低１回いずれかの出品場所で出品すること。 |

【留意点】

・各出品場所における事業計画と工程表を作成し、大阪府の承認を得ること。

・出品場所の決定にあたっては、施設管理者との契約の前に、大阪府に契約条件などを含めて協議し、了解を得ること。

・商品の販売にあたっては、受託者が出品事業者と各個に委託販売契約を結ぶこと。契約内容の詳細は別途大阪府と協議のうえ決定すること。

・受託者が本事業にかかる委託販売契約に基づき仕入れた商品は、本業務以外での販売に供してはならない。余剰在庫等については、出品事業者と調整し、適切に返品又は処分を行うこと。

・商品の検品、在庫管理はすべて受託者が責任をもって適正に行い、欠品が生じないよう努めること。

・商品の売上管理及び出品事業者への精算は、専用の口座を用いて、受託者が責任をもって適正に行うこと。

・設置運営期間中は、来場者に対する傷害等への賠償責任保険に加入すること。

・設置運営期間中は、原則毎日、府へ各出品場所の運営状況（売上額、トラブル事案、その他必要な事項）を報告すること。

【委託費に関しての留意点】

|  |  |
| --- | --- |
| 委託費に含む費用 | ◆各種デザインの制作、什器・備品の購入・リース・搬入出・撤去、店舗の装飾・設営・撤去、レジ袋等包装素材の調達費、施設の原状回復、賠償責任保険への加入、営業許可の取得、販促活動等にかかる費用。◆出品場所の使用料は委託費に含まれるが、出品事業者負担としても差し支えない。事業者負担の額等については、提案事項とする。※使用料と別に、施設を使用するにあたり施設管理者等に支払う必要がある光熱水道費や手数料がある場合は、これらもすべて使用料とみなす。 |
| 委託費に含まない費用 | 業務実施期間中において発生した商品の破損、施設の損傷若しくは什器の損傷等にかかる事業者若しくは施設管理者等への賠償費用又はこれらの賠償に備えて加入する賠償責任保険の加入費用 |
| 出品事業者負担とする費用 | ・出品場所の使用料のうち、出品事業者負担とする部分・商品の納品、返品にかかる費用・生鮮商品など返品できない商品及び出品事業者の責めに帰すべき不良商品等の処分費用・受託者が事業者へ売上額を精算する際にかかる振込手数料 |
| 大阪府と協議のうえ、出品事業者負担としてよい費用 | ・商品販売にクレジットカード、キャッシュレスサービス、ポイントサービスを利用した場合のこれらの決済に係る手数料・出品事業者が出品場所において販促活動や実演販売等を行う場合にかかる費用・試食や試飲に供する商品にかかる費用・上記のほか、大阪府が出品事業者負担とすべきと認めた費用 |

【売上金の精算に関しての留意点】

・売上金は、出品場所の使用料及び出品事業者負担とする費用を除いた金額を、商品の売上額に応じて、すべて出品事業者へ支払うこととし、受託者の収入としてはならない。端数処理等、売上額の精算について詳細は別途大阪府と協議のうえ決定する。

・売上額の精算は各設置運営期間の終了後に速やかに行い、業務実施期間中に完了すること。

・商品の販売に際しては、環境負荷の少ない包装資材を用いること。

【提案を求める事項】

|  |  |
| --- | --- |
| 提案を求める事項 | 提案の際の留意点 |
| 大阪を訪れる国内外の訪問者へ訴求できると共に、多くの来客、売上が期待できる具体的な出品場所の企画、調整及び運営方法 | ◆設置回数、設置場所、設置期間、設置形式、出品品目数、販売運営体制、販促活動の方法を各出品場所について示すこと。◆各出品場所における目標売上額について示すこと。◆各出品場所における使用料の出品事業者負担の考え方ついて示すこと。◆各出品場所やそこで出品する商品等について、本仕様に拠る方法（施設内外でのポスター掲示等）以外で、ウェブサイトやSNSを利用した広報を委託費の範囲内で実施できる場合は、その方法についても示すこと。◆以上について、理由、算定根拠等を示すこと。（提案例）設置場所；○○駅中央改札内催事スペース設置形式：ポップアップショップ形式出品品目数：50品販売運営体制：2名配置（常時1名）販促活動：設置期間中○○駅構内の全改札にサイネージ広告を出稿し駅利用客を誘客する。目標売上額：1日□□万円事業者負担：当該出品場所は固定使用料△△万円でこれを超える部分は◇◇パーセントの歩合使用料となる。このうち歩合使用料部分について事業者負担を求める。理由と算定根拠・○○駅は府内有数の利用客（1日○○万人）であり、中でも中央改札の利用が最も多く（1日○万人）、多くの来客が見込まれる。・万博開催と合わせた時期に設定することで、普段の倍以上の利用が見込まれる。・出品品目数は、過去同場所で実施されていた類似イベントの平均出品品目数で算出。販売体制も同様に参考とした。・目標売上額は過去類似イベントの1日売り上げを参考に、万博による利用増を見越してその1.5倍で設定した。・目標売上額を達成した場合事業者が負担する使用料は▽▽円以上となるが、通常同場所に出品する場合は○○円と想定されるところ、事業者が出品しやすい条件であると考える。その他：各出品場所については、令和７年度の業務実施期間中に専用ウェブサイトを設け、出品場所や出品商品について掲載する。また、SNSを活用して、設置期間中には集中的に（毎日１回）同様の情報を発信し、広く集客につなげる。◆内装・外装、商品陳列の方法は、大阪府と別途協議して決定することとし、提案事項及び評価項目としない。ただし、参考資料として、イメージ写真やイラストを提案書に添付すること。 |
| 【独自提案事項】本仕様書に拠る方法を実施したうえで、本仕様書に拠る方法以外で大阪代表商品や地域代表商品を出品する場所の設置運営を委託費の範囲内で実施できる場合は、その方法 | ◆上と同様の内容を示すこと。◆この事項について提案する際は、本仕様書に拠る方法と本仕様書に拠る方法以外での方法は区別できるようにして示すこと。（提案例）設置場所；府内ショッピングモール（○○モール）1階食品フロア内特設売場設置時期：5～6月の土曜日曜2日を7クール計14日設置形式：特設売場での出品出品品目数：50品販売運営体制：常時1名を配置する。 販促活動：設置期間中○○モール内でポスター掲示、全館放送での案内を行うと共に、○○モールウェブサイトでも案内を行う。また、最寄り駅の○○駅でもサイネージ広告を出稿し駅利用客を誘客する。目標売上額：1日□□万円事業者負担：当該出品場所は○○モールに商品を卸す形となり歩合は約□□パーセントとなる。全額を事業者負担とする。 理由と算定根拠：・○○モールは、自社系列のモールであり、土日の利用客は日平均○万人、食品フロアの総売上は1日○○万円を誇る。・設置時期は利用客が多い土日として7クール実施する。・出品品目数は、売場の規模（販売棚○つ）から設定し、1クール10品程度を入れ替えて総品目数50品となる想定。・目標売上額は、○○モール食品フロアの1日総売上額を10品分として算定。・事業者負担は歩合の全額としているが、通常食品フロアで出品するためには納品数量や価格条件など諸条件があるが、自社系列のモールであるため、本業務での出品についてはこれらの条件を緩和して専用の売場を確保し、事業者が出品しやすい条件とする。 |

**（５）本業務の全体統括**

【業務概要】

（１）から（４）の業務実施にあたり、受託者は事務局を設置して、適切な運営体制で業務を推進する。

【事務局の仕様】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 職種等 | 業務の内容 | 求める経験、スキル |
| A | リーダー | 業務全体の管理及び推進を行う | 過去類似業務において責任者を務めた者 |
| B | スタッフ | 業務全体の推進を行う | 小売店舗での販売運営の実務経験を有する者 |

【留意点】

・事務局は大阪府内に設置すること。

・事務局に問い合わせ窓口（電話、メール等）を業務実施期間中は常時開設し、地域予選会事務局、事業者、その他関係各所からの本業務に関する問い合わせに速やかかつ適切に対応すること。（問い合わせ窓口をウェブサイト上やメール等で設ける場合であっても、これとは別に大阪府、地域予選会事務局、その他関係各所とのやり取りのための電話窓口を必ず設けること）

・本業務に関連し、必要に応じて大阪府内市町村、商工会、商工会議所、公共交通機関、金融機関その他関係機関と連携すること。

【提案を求める事項】

|  |  |
| --- | --- |
| 提案を求める事項 | 提案の際の留意点 |
| 本業務を円滑かつ効率的に遂行するための具体的な事務局の運営体制及び運営スケジュール | ◆事務局の設置方法とその理由を示すとともに、人員配置を示すこと。◆過去（５年以内）の類似業務の実績があれば合わせて示すこと。（提案例）事務局：大阪市内にある自社の本社ビル内に設置リーダー：過去類似業務において統括責任者を務めた課長級職員１名。過去数度の類似業務を無事完了した実績を持ちトラブル対応にも長けた者とする。スタッフ：小売店舗での販売運営実務経験を有する者2人。府内小売店での販売運営実務経験を有し、接客から店舗管理全般に精通する者とし、主に出品の場づくりの企画運営を担う。（令和７年度から配置）問い合わせ窓口：ウェブサイト上で設け、事業者や府民等からの問い合わせに対しては各1日～２日以内の返答を目指す。これと別に、大阪府や地域予選会事務局などとの連携のための専用電話（携帯）を設置し、本業務の遂行に関して必要な連絡を常時行うと共に出品場所の設置運営期間中はトラブル対応窓口とする。・以上の体制により、本業務を円滑かつ効率的に推進する。人員配置は、過去類義業務の実績から、円滑に遂行できる人数として算定した。なお、過去の類似業務の経験は別添のとおりである。 |

1. **業務実施上の留意点**

（１）関係法令等の遵守

職業安定法（昭和22年法律第141号）や労働基準法（昭和22年法律第49号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）等の関係法令及び関連通知を遵守すること。

（２）大阪府の指示への対応等

・業務の過程において大阪府から指示された事案については、迅速かつ的確に実施・対応すること。

・大阪府議会などから現状把握や効果検証の観点で実績の報告を求められることがあるので、その際は大阪府の指示に対して迅速に対応すること。

・提案内容については、大阪府と協議を行いながら履行すること。特に、ホームページ、実施状況などを外部に公表する場合などにあっては、その詳細について、あらかじめ大阪府と協議すること。

・新型コロナウイルス等、感染症の拡大により実施内容に変更の必要が生じた場合は、大阪府と協議の上、内容を見直すとともに、参加者や関係者に速やかに周知すること。

・業務実施にあたっては、障がいのある人にも配慮すること。

（参考1）：「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」

https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai\_guideline.html

（参考2）：「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/14768/00000000/20220401\_R4.4.1\_gaidorain.pdf

・業務実施にあたっては、大阪府と必要な連携を図ることとし、別途、大阪府が指示する会議などに出席すること。

**【９】　報告・分析等**

・業務実施中、進捗状況を原則週1回以上大阪府に報告することとし、業務が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて、原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置をとり、その結果について書面で報告すること。

・業務の進捗については、毎月10日までに前月の業務実施状況を書面で報告すること。なお、報告内容・様式については事前に大阪府と調整すること。

・その他、大阪府は必要に応じ、業務内容等について臨時に報告を求めることがある。

**【１０】　再委託**

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本業務の一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、大阪府と協議し、承認を得ること。

**【１１】　経費の取扱い**

（１）委託費の精算については、経済産業省の「委託事業事務処理マニュアル」に準拠すること。

https://www.meti.go.jp/information\_2/publicoffer/jimusyori\_manual.html

（２）業務の経費は、人件費、事業費（選考委員謝金含む）、一般管理費とする。本業務の経費で他の業務の経費を賄ってはならない。

（３）経費のうち、人件費、事業費については、実費弁済の考え方をとることとし、利益は含めない（受託者が実際に支払った経費分だけの請求を認める）。よって、業務のために支出した全ての人件費、事業費について、給与明細、公的証明書、領収書等の各種証拠書類の提示を求める。※人件費は実際に支給した給与額等（給与明細等で証明できる額）の積み上げで積算(精算)することとし、いわゆる単価方式（例：「支給実績に関わらず、主任研究員は１日60,000円」等として一律計上すること。）は認められない。

（４）経費のうち、一般管理費については、業務を行うに必要な経費であり、当該業務に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、以下の計算方法により算出した範囲内で認める。

　　　　　　　一般管理費＝（人件費＋事業費）×一般管理費率

※一般管理費率は、受託者の内部規定などで定める率または合理的な方法により算定したと認められる率とするが、10％を超えることはできない。

（５）人件費には、諸手当、賞与、退職手当等（受託者の社内規程において労働者に対する支払いが義務付けられている場合に限り、算定は業務に従事していない期間を除く。また、支払いは、業務従事期間内のみ対象。）及び社会保険（健康保険、厚生年金、介護保険、児童手当）、及び労働保険（雇用保険、労災保険）に係る事業主負担分を含む。なお、社会保険、労働保険については、法定どおり加入させること。（積算等にあたっては、法改正等に十分留意するとともに、必要に応じて関係機関に問い合わせるなどして、違法状態とならないようにすること。）

（６）“営利目的の事業”は本業務の対象とならない。また、本業務の経費は、原則として大阪府からの委託料により賄うこと。ただし、本業務におけるセミナーの資料代等、大阪府が認める場合は、経費の財源として見込むことができる。なお、業務を円滑に実施するため、委託契約に基づく業務の範囲内で経費の精算に含まれないものを支出する場合や、委託金額を超えて経費を支出する場合は、あらかじめ大阪府と協議すること。

**【１２】　財産取得**

財産価値が生じるような工事費など、財産取得となる経費は認めない。また、物品等で業務終了後、財産価値が残存する場合は、売却等を行いその金額を返還しなければならない。パソコン、机等は適正な価格のレンタルが望ましい。

**【１３】　書類の保存**

全ての証拠書類は業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

**【１４】 業務完了後の提出物**

業務終了後、業務実施報告書を大阪府に提出すること。（詳細は大阪府と協議すること。）

**【１５】　権利義務の帰属**

（１）成果品の帰属等

本業務の実施により得られた成果品、情報等については、大阪府に帰属する。

（２）特許権、著作権等

①委託業務の実施に伴って生じた特許権、著作権その他の権利（著作権法第27条及び第　　　28条の権利を含む）は大阪府に帰属する。

②受託者は委託業務の実施に伴って生じた著作者人格権を行使しない。

③受託者は、委託業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、受託者の責任において、必要な措置を講じなければならない。

**【１６】 精算**

（１）本業務に係る経理と他の経理を明確に区分すること。

（２）大阪府は、委託期間中、委託業務の実施状況及び経費の使用状況を確認するため、必要に応じて調査することができる。

（３）業務終了後、大阪府に対して支出額を記載した収支精算書を提出し、大阪府の確認を受けること。なお、企業等からの収入と経費支出の確認方法については、大阪府と本業務の委託契約を締結する際に協議すること。

（４）大阪府は、収支精算書と給与明細、賃金台帳、業務日誌、出勤簿、公的証明書、請求書、領収書等の各種証拠書類との確認を行う。精算の結果、実績が下回った場合は減額・返還を求めることとし、大阪府からの通知に基づき返納すること。

**【１７】 その他**

（１）契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。

（２）業務開始時までに業務実施計画書（業務スケジュール）を大阪府へ提出すること。

（３）業務の実施に際し、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、受託者は当該免許、許可、認可を受けている者であること。

（４）見積りの詳細については、大阪府と業務の委託契約を締結する際に協議すること。

（５）契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。

（６）個人情報の取扱いについては公募要領別記の特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。なお、個人情報保護の観点から受託者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。

　≪同特記事項第8（10）に定める個人情報保護のための必要な措置≫

・業務により知り得た個人情報の取扱いは、業務に従事する作業員（業務開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。）のみが行うこと。

・受託者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。

（７）その他、業務の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。